様式第７号

佐久市公告第２５６号

下記の森林について、森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第４条第１項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第７条第１項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和８年１０月７日

佐久市長　柳田　清二

記

1　経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり

2　経営管理権の存続期間
令和８年１０月７日～令和２８年１０月７日（２０年間）

3　縦覧場所
佐久市経済部耕地林務課（佐久市役所本庁４階）
佐久市のホームページ

4　本公告により、佐久市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。